

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
がとぎ
の翌日
当たると
する)

◇ 告 示 目 次

公衆浴場入浴料金の指定
昭和三十九年四月鳥取県告示第二百四十五号の廃止
昭和四十二年鳥取県事業所経済調査要綱

告 示

鳥取県告示第五百三十五号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和三十二年厚生省令第三十八号)第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、昭和四十二年八月十八日から実施する。

昭和四十二年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公衆浴場入浴料金の統制額

区 域 別	大 人			婦人洗髪
	(十二才以上の者)	(六才以上十一才未満の者)	(六才未満の者)	
鳥取市、米子市、倉吉市及び境港市の区域	二十五円	十七円	十円	十円

右に掲げる区域以外の区域

二十三円

十五円

八円

十円

鳥取県告示第五百三十六号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百四十五号(公衆浴場入浴料金の指定について)は、昭和四十二年八月十七日限り廃止する。

昭和四十二年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百三十七号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、昭和四十二年鳥取県事業所経済調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十二年八月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十二年鳥取県事業所経済調査要綱

一 調査の目的

この調査は、昭和四十一年度の本県における鉱業、建設業、製造業、卸売業、小売業、金融・保険業、不動産業、運輸通信業、電気・ガス・水道業及びサービス業(以下「鉱業等」という。)を営む民営の事業所の経営の実態を把握し、県民所得推計及び県行政の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、本県において鉱業等を営む民営の事業所のうち、知事が別に定める抽出方法によって選定したもの(以下「選定事業所」とい

う。)について行なう。

三 調査事項

1 この調査は、次の事項について行なう。

- (1) 選定事業所の名称
- (2) 選定事業所の所在地
- (3) 事業内容
- (4) 従業員数
- (5) 損益計算
- (6) 年間設備投資

2 法人である選定事業所については、1に掲げるもののほか次の事項について調査する。

- (1) 経営組織
- (2) 資産、負債及び資本
- (3) 利益剰余金処分
- (4) 棚卸資産在庫額

四 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで又はこの期間を最も多く含む選定事業所の一の事業年度若しくは営業年度の期間とする。

五 調査の実施期間

この調査の実施期間は、昭和四十二年八月二十五日から九月二十日までとする。

六 調査の方法

この調査は、知事が調査員を通じて行なうものとし、所定の調査票に

より選定事業所が所定事項を記入する方法で行なう。

七 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、選定事業所の所在する市町村の長を経由して昭和四十二年九月二十日までに知事に提出するものとする。

八 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後すみやかに公表する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】